

出産育児一時金（海外で出産される方へ）

中野区の国民健康保険（国保）加入者が出産した場合、出産時の世帯主に出産育児一時金をお支払いします。妊娠期間が満12週以上（85日以上）での死産、流産の場合も対象となります。

ただし、国保加入後6か月以内に出産し、国保に加入する前の健康保険等から出産育児一時金が支払われるときは、国保からのお支払いはできません。

【金額】 500,000円

【手続き上の注意点】

- ◆出産日に中野区国民健康保険に加入していない方にはお支払いできません。
- ◆出産後、出産された方が日本に帰国・再入国されてから申請していただきます。
- ◆出産した医療機関や、出産した国の公的機関が発行する出生の証明書（原本）と和訳が必要です。流産・死産の場合は、妊娠期間12週以上（85日以上）であったことの証明が必要です。
- ◆出産（死産・流産）の翌日から2年を過ぎると消滅時効により申請できません。
- ◆不正請求または不正請求の疑いがあると判断した場合には、関係機関と連携し厳正な対応を行ってまいりますので、ご承知おきください。

【支払方法】

◆口座振込払：出産後、区役所窓口で手続きし、世帯主名義口座に振込む方法（入金まで約3か月かかります。）

1. 申請者

世帯主が申請者となりますが、代理の方でも手続きできます。

ただし、世帯主以外の方の口座に振り込む場合は、委任状が必要です。

2. 持ち物

- 出生証明書とその和訳
- 同意書（出産の事実について、現地の医療機関に確認をするため。）
- 母子手帳（妊婦健診記録があるもの）
※無い場合は、妊娠届または妊娠・出産に関する診療の内容がわかる書類とその和訳
- 出産した方が国民健康保険の被保険者であることを証明する書類等
- 出産した方のパスポート
※出産日が渡航中であったことを確認しています。パスポートで出入国が確認できない場合は、往復の航空機搭乗券の半券、eチケット（電子航空券）の渡航履歴の確認できる箇所など証明できるものを書類でお持ちください。
- お子様のパスポート ※持っている方のみ
- 世帯主名義の金融機関の口座控え
- 申請者の本人確認資料
（世帯主以外に振込希望の場合）
委任状、代理人の口座控え、代理人の本人確認資料
※本人確認資料はマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなどの写真付きのものをご用意ください。
※委任状は中野区指定の様式となっていますので、必要な方はご連絡ください。

（裏面も必ずお読みください）

【海外で出産した場合】 出産育児一時金チェックリスト ※必ず申請前にご確認ください

窓口で申請書類をお持ちいただく前に、必ず下記項目の確認をお願いいたします。足りないものがひとつでもある場合、申請をお受けすることができません。

なお、書類の確認に時間がかかりますので、時間に余裕をもってご来庁ください。

資格確認

- 出産日時時点で、出産者の中野区国民健康保険の資格はありますか
- 出産後、出産者は日本に帰国・再入国していますか
- 出産（死産・流産）の翌日から2年は過ぎていませんか（過ぎてしまうと消滅時効により申請できません）

出産者のパスポート

- 日本の出入国スタンプ（ない場合、搭乗券の半券等の証明書類）はありますか
- 外国の出入国スタンプ（ない場合、搭乗券の半券等の証明書類）はありますか

出産した国の公的機関や医療機関が発行した出生証明書の原本

- 子の氏名、性別、出生年月日等の記載はありますか
- 出産者の氏名、生年月日等の記載はありますか
- 出生証明書を作成した公的機関や医療機関の名前、作成年月日等の記載はありますか
- 日本語に翻訳をした紙はありますか
- 上記の紙に、日本語に翻訳をした日付、翻訳をした方の氏名、住所の記載はありますか

母子手帳

- 日本で発行したものですか
 - 妊婦健診記録はありますか
- （母子手帳がない場合または母子手帳の妊婦健診記録に記載がない場合）
- 妊娠・出産に関する診療の内容が分かる書類とその和訳はありますか（健診等の記録、領収明細書、海外で発行した母子手帳など）

申請窓口・問い合わせ先

中野区役所 2階7番窓口 国保給付係
電話（直通）03（3228）5508